

前橋版CCRC構想推進協議会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 前橋版CCRC構想の推進にあたり、前橋版CCRC構想庁内検討委員会への助言及び意見交換を行うため、前橋版CCRC構想推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 前橋版CCRC構想は、市全体を対象とするCCRC（以下、「前橋版CCRC」という。）と前橋赤十字病院跡地を対象とするCCRC（以下、「日赤跡地CCRC」という。）を推進するものとするが、推進協議会の所掌は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- （1）前橋版CCRC及び日赤跡地CCRCの全体方針に関する事項
- （2）日赤跡地CCRCに係る事業性、民間資金の導入（財源負担の抑制）、病院の移転スケジュールとの整合性、地域への貢献等の重点課題に関する事項
- （3）その他、前橋版CCRC及び日赤跡地CCRCの推進に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、地方創生について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から会議終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第5条 推進協議会に座長を置き、市長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

（会議）

第6条 推進協議会は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（庶務）

第7条 推進協議会の庶務は、政策部政策推進課において処理するものとする。

（報償）

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給

することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、座長が推進協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月30日から施行する。